

介護保険住宅改修費の支給について

次の改修費用が対象となります（一の被保険者につき原則1回。支給限度基準額20万円）

- ① 手すりの取り付け
- ② 床などの段差の解消
- ③ 滑り防止および移動の円滑化などのための床材変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他、①から⑤に付帯する必要な工事

（支給の方法）

- 償還払い（いったん全額支払い、後で町に申請して費用の9割～7割の払い戻しを受けます。）
- 受領委任払い（自己負担（1割～3割）分だけを業者に支払い、残りの9割～7割分を町から直接業者に支給する方法です。）

着工前に事前届が必要です！

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修届出書（様式1）
- 住宅改修が必要な理由書（様式2）
（原則、担当ケアマネジャーが作成したもの）
- 住宅改修に係る承諾書（様式3）
- 受領委任払いの場合は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い届出書（様式4）
- 介護保険住宅改修費工事費内訳書
 - ・見積書（事業者の様式でも可能）
 - および内訳書（工事内容を詳細に按分したもの）
 - ・改修箇所（改修前）がわかる書類
（平面図、写真～撮影日がわかるもの）

改修後、支給申請が必要です！

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式18号）
- 領収書（原本）および内訳書（工事内容を詳細に按分したもの）
※受領委任払いの場合は、自己負担（1割～3割）分の領収書
※領収書コピー1部も添えて提出してください。
- 改修箇所（改修後）がわかる書類（写真～撮影日がわかるもの）
- 介護保険請求書（介護保険による支払金額を請求してください。）

問い合わせ・申請先

河南町役場 健康福祉部

高齢障がい福祉課 介護保険係

TEL 0721-93-2500

FAX 0721-93-4691